

高知大学防災推進センター規則

平成 28 年 1 月 13 日
規 則 第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 27 条第 2 項の規定に基づき、高知大学防災推進センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、高知大学における防災・減災に関わる研究・教育・地域貢献を支援・推進するとともに、地域の拠点として国内外での活動を通じて安全・安心で持続可能な社会の構築と人材育成に貢献することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる分野に関する業務を行う。

(1) 防災・減災科学技術分野

- ア 防災・減災科学技術の研究の実施に関すること。
- イ 防災・減災科学技術の研究に基づく地域支援に関すること。
- ウ その他センターの目的を達成するために必要な防災・減災科学技術に関すること。

(2) 災害医療分野

- ア 災害医療の研究の実施に関すること。
- イ 災害医療の研究に基づく地域支援に関すること。
- ウ その他センターの目的を達成するために必要な災害医療に関すること。

(3) 危機管理分野

- ア 災害時の危機管理の研究の実施に関すること。
- イ 災害時の危機管理の研究に基づく大学の危機管理支援及び地域支援に関すること。
- ウ その他センターの目的を達成するために必要な危機管理に関すること。

(4) 地域社会・国際連携分野

- ア 防災・減災に関わる地域社会・国際連携事業等に関すること。
- イ その他センターの目的を達成するために必要な地域社会・国際連携に関すること。

(職員)

第 4 条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任担当教員
- (3) 兼務教員
- (4) その他必要な職員

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第6条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(専任担当教員・兼務教員)

第7条 専任担当教員・兼務教員は、センター長の職務を助け、センターの業務を処理する。

(研究員)

第8条 センターに、研究員を置くことができる。

(運営戦略室)

第9条 センターの円滑な運営のため、高知大学防災推進センター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）を置く。

- 2 運営戦略室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。